



令和2年度

3月補正予算（第13・14号）主な補正内容

1. 国の第三次補正予算関連（当初予算前倒し）

2. 特定不妊治療助成事業費



補正予算総額（一般会計）

34億9,720万円

単位：千円

事業費 合計	財源内訳			
	国	県	その他	一般財源
3,497,209	766,808	△1,477,185	1,753,200	2,454,386

【参考】予算累計額（一般会計）

1,610億8,659万円（対前年21.9%増）

補正第13号 予算額（一般会計）

23億7,893万円

単位:千円

事業費 合計	財源内訳			
	国	県	その他	一般財源
2,378,936	768,628	7,250	1,522,700	80,358

(補正内容)

主に国の第三次補正(総合経済対策)関連予算

3

1. 国の第三次補正予算関連等

補正額 2,364,436千円

国の総合経済対策に呼応し、令和3年度当初予算に計上予定であった公共事業等について、前倒して予算計上を行うものです。

主なもの	補正額(単位:千円)
①クリエイティブビジネスサロン整備事業	73,500
②あづま陸上競技場魅力創出事業	650,000
③道路改良(北沢又・丸子線ほか計4路線)	64,886
④学校施設改修事業(トイレ洋式化)	195,100
⑤小中学校屋内運動場改築事業(瀬上小、西信中)	376,660
⑥福島養護学校校舎等改築事業	804,240
合計 16事業	2,364,436

※内容は令和3年度当初予算の概要に記載

4

2. 特定不妊治療費助成

補正額 14,500千円

不妊に悩む方の経済的負担の軽減を図るため、令和3年1月1日以降に治療を終了した方に対して特定不妊治療(体外受精及び顕微授精)に要する費用の一部助成の拡充を行います。
(補正額は令和3年3月終了分まで)
※令和3年4月以降分は、当初予算に計上

	一般不妊治療	特定不妊治療
治療方法	人工授精	体外受精・顕微授精
治療期間	1日	2～6カ月
治療にかかる金額	約1～2万円	約60万円

【特定不妊治療費助成制度】

令和2年12月終了分まで

所得制限: 730万円未満(夫婦合算)
婚姻関係: 法律婚
助成金額: 1回15万円(初回のみ30万円)
助成回数: 生涯で通算6回
(40歳以上43歳未満は3回)
対象年齢: 妻の年齢が43歳未満

拡充

令和3年1月1日終了分以降

所得制限: 撤廃
婚姻関係: 事実婚も対象
助成金額: 1回30万円
助成回数: 1子ごと 6回
(40歳以上43歳未満は3回)
対象年齢: 妻の年齢が43歳未満



補正第14号 予算額 (一般会計)

11億1,827万円

単位: 千円

事業費 合計	財源内訳			
	国	県	その他	一般財源
1,118,273	△1,820	△1,484,435	230,500	2,374,028

(補正内容)
主に令和2年度末整理予算